

# 衆議院議員総選挙

投票日

10月22日(日)

投票時間

午前7時～午後8時

啓発標語「衆院選 思いを託す この一票」

投票には、郵送された「投票所入場券」を各自切り離してお持ちください。「投票所入場券」が届かなくても、選挙人名簿に登録されていて選挙権がある方は、投票所で名簿と照合のうえ投票できます。



申請・問い合わせ  
町選挙管理委員会  
事務局(総務課内)  
内線245

## ■投票所

投票所入場券に記載された投票所で投票できます。投票所をよく確かめてお出かけください。

## ■投票できる方

平成11年10月23日以前に出生し、平成29年7月9日以前に本町の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上本町に居住している方です。

なお、平成29年7月10日以降に他市町村から転入された方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地で投票してください。また、本町の選挙人名簿に登録されている方で他市町村に転出された方は、本町で投票してください。

通常の投票以外にも次の方法があります。不明な点などがあれば、選挙管理委員会事務局に問い合わせください。

## ●代理投票・点字投票

病气やけがなどで字を書くことが困難な方のために、代理投票・点字投票制度があります。投票所で係員に申し出

てください。

## ●不在者投票

次の方は不在者投票ができます。手続きについては問い合わせてください。

- ・投票日の当日、病气などで入院されている方
- ・投票日までに18歳になるが、期日前投票の日にはまだ17歳の方
- ・仕事などで遠隔地の市町村に長期滞在され本町に帰ることができない方

## ●郵便等投票制度

一定の障がいや有する方は、事前に選挙管理委員会事務局で手続きをすることで、郵便による投票ができます。なお、郵便等投票の請求は10月18日(水)までに行ってください。

## ■選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見および政党の公約を載せた公報は、投票日2日前の10月20日(金)までにお届けします。また、各コミュニケーションセンターの窓口にも設置します。

## 期日前投票

投票日当日、仕事や外出のため投票所に行くことができない方は、投票日前に期日前投票制度を利用できます。

## ●とき

10月11日(水)～21日(土)  
午前8時30分～午後8時

## ●ところ

役場 西会議室棟 1階

## ●持参するもの

投票所入場券

## ●投票の手順

宣誓書に、住所・氏名・投票日に投票できない事由などを記入した後、投票

宣誓書		平成29年 10月 日
私は、選挙の当日、次の事由に該当する見込みであり、以下の記載が真実であることを誓います。		
氏名		
生年月日	明・大・期・年 月 日	
現住所	〒番地の住所と同一場合は記入不要	
事由	該当するA～E及び右の項目のいずれかに、を付けてください。	
A 仕事等	仕事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の投票事務等に従事(1号)	
B 旅行等	(投票区域外に)外出・旅行・滞在(2号)	
C 病気等	疾病、負傷、出産等のため歩行が困難(3号)	
D 住所移動	住所移動のため、選挙日以外に居住(5号)	
E 天候等	天災又は自然災害により投票所に到達することが困難(6号)	
切り離してお持ちください		

あらかじめ投票所入場券の宣誓書に記入していただくことと手続きが早く済みます。